

岩手県告示第505号

知事が指定した船舶が使用できる施設の指定（平成14年岩手県告示第690号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
漁港名	施設の種類	施設の名称	施設の所在地	漁港名	施設の種類	施設の名称	施設の所在地
[略]				[略]			
崎浜漁港	[略]	<u>南第2防波堤横泊地</u>	大船渡市三陸町越喜来 字明神道のうち別図に 示す延長15メートル及 び幅員 <u>15メートル</u>	崎浜漁港	[略]	<u>西防波堤横泊地</u>	大船渡市三陸町越喜来 字明神道のうち別図に 示す延長15メートル及 び幅員 <u>20メートル</u>
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							